

野田市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 野田市農業委員会会长齊藤和夫は令和7年12月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所2階中会議室1.2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1番 川辺 茂	2番 山田 賢一
3番 筑井 正	4番 齊藤 和夫
5番 石塚 正夫	7番 吉岡 清美
8番 荒木 大輔	9番 荒木 大輔
10番 宇佐見 稔久	11番 後藤 和久
12番 嶋貝 直子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

農地農政係長	初見 利津子
主事	上田 和充

議長 ただいまから令和7年第12回野田市農業委員会総会を開会します。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は、農地利用最適化推進委員にも参加いただいております。

忌憚ない意見をお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一異議なしの声多数一

異議なしと認めます。

①番 川辺 茂 委員

②番 山田 賢一 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田1筆、畠1筆 合計1,295平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、12月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番から4番、議案第2号申請番号1番、議案第3号 申請番号1番から3番については私 宇佐見が、議案第1号 申請番号5番、6番、議案第3号 申請番号4番から8番については筑井委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について私から報告をいたします。

申請地は現況畠2筆で、雑草を刈り取ったあとですが保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番、3 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番、3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 7 筆 合計 4,326 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 2 番、3 番について報告します。

申請地は田 7 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆 1,706 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、相続したが管理が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 4 番について報告します。

申請地は田 1 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番、6 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番、6 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畠 2 筆 合計 2,687 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小のため。

譲受人は、農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 5 番、6 番について報告します。

申請地は畠 2 筆で木間ヶ瀬の農地については、遊休農地に指定されている農地です。

現地は荒れた状態ですが、事務局で申請人からの聞き取りをしております。

実際に申請人はその周辺農地を作付けしていることも考慮し、提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畝1筆299.40平方メートルとなっております。

転用の目的は農業用倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農振農用地の区域内にある農地ですが、農業用施設用地へ用途変更していることから例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲が道路と自身の農地であることから柵等は設置しない計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、6ページ議案第3号申請番号8番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

一質問・答弁一

木村推進委員 (経営規模について質問)

事務局 (経営規模について回答)

議長 外に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

一全員举手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畠1筆 727 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は雑木が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 1 筆 436 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による専用住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給水を新規に引き込み、雑排水は合併処理浄化槽を経由し、蒸発散装置にて対応。

雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土留めブロックを周囲に設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写し及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 2 筆 合計 2,406 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地はもともと遊休農地として指定されていましたが、雑木等を伐採し保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水ではなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆、田現況畑2筆 合計2,502平方メートルとなっております。

転用の目的は所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は平成5年12月に牛糞処理施設用地として許可済みでしたが、地目変更せず更地としたため、あらためて申請が上がったとのことです。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畠1筆 495平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場及び車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、多少雑草が生えている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番、7 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番、7 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畝 7 筆 合計 3,109 平方メートルとなっております。

転用の目的は所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 6 番、7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 3 筆 合計 1,976.01 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

筑井委員 (申請番号2番の住宅種別が分家住宅か一般住宅か確認)

事務局 (一般住宅である旨回答)

筑井委員 (転用申請で一般住宅の建築が可能か質疑)

事務局 (当該地では一般住宅の建築が可能である旨回答)

筑井委員 (市街化調整区域における一般住宅の建築の是非について発言、農地法と他法とが競合する場合の優位性について質疑)

中島推進委員 (市街化調整区域における建築申請経験について発言)

事務局 (例外的事例について要点を整理の上、次回説明する旨回答)

議長 では次回、事務局より回答をお願いします。

ほかにありませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成2年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成16年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和60年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成5年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第4号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

野田市長より令和7年11月20日付けで、令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

9ページをご覧ください。

一括分ですが、田1筆4,023平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第3号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から第3号についてご説明いたします。

報告事項の1ページ、2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、4件受理しております。

次に3ページ、4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5件受理しております。

次に5ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 30分)